

審 査 基 準

平成30年2月5日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）、第2条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）、第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：5日間（行政庁の休日は含まれない。）
申 請 先：保管場所を管轄する警察署交通担当課
問 い 合 わ せ 先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係(092-641-4141 内5175)
備 考：